

Tottori Institute of Invention and Innovation

Chizai Tottori



知財とっとり

2017

1月号

Vol. 70



炎の庭園：ヨーロッパアンガーデン
～冬のフラワーイルミネーションinとっとり花回廊～
写真提供：とっとり花回廊様

発行：鳥取県知的所有権センター
〒689-1112鳥取市若葉台南7-5-1

- 一般社団法人鳥取県発明協会
TEL：0857-52-6728 FAX：0857-52-6674
- 公益財団法人鳥取県産業振興機構
TEL：0857-52-6722 FAX：0857-52-6674



『学問のすゝめ』

公益財団法人鳥取県産業振興機構 常務理事事務局長
一般社団法人鳥取県発明協会 事務局長 小林 直樹

皆様、新年、あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

今般、知財とっりの編集者から執筆依頼があり、「内容は何でもいいです」との有難いお言葉をいただきました。

「何でもいい」ということなので、謂わば、商品紹介の「あくまで個人の感想です」的に、気楽な感じで、お題を「学問のすゝめ」にしました。

さて、「学問のすゝめ」と言えば、「天は人の上に人を造らず人の下に人を造らず」の言葉で有名な福沢諭吉の著書と同じですが……。

その「学問のすゝめ」初編の冒頭が、この言葉ですが、原文は、「天は人の……造らず」と言えり。つまり、言われていると続きます。その後は、個人の感想的に大胆に要約すると、「誰もが生まれたときは平等と言われているけど、現実には、貴人、富人、そうでない人とはっきりと差があるよね。それは、学問をするかしないかによるよね。」って、感じですかね。

そして、「読書とは学問の術なり。学問とは事をなすの術なり。」だそうです。学問は、いろは47文字、算盤から研究までも含めて、実際に行って役に立つものを言うようです。

諭吉先生のお話はここまでとして、次は「勉強ではなく、学問のすゝめ」です。

学問を今の言葉にすると勉強だろうか、「学問」を辞書で引けば勉強と書いてあるとか、ご意見は色々あるでしょうが、漢字が好きな私個人の感想としては、イコールと思えない。やらされるのが勉強で、自ら行うのが学問というイメージなんです。

勉強が既知の知識を習うこととすれば、習うこと(勉めること)を強いられるとなります。

学問とは、「学びて後に疑いあり。疑いて後に問いあり。」という言葉を書きますが(色々調べましたが、出典は不明です。どなたかご存知であれば……。)、学べば学ぶほど、疑いや、知らないことがどれほどあるかを認識する。つまり、学問とは、既知の知識はもとより、既知でないことをも究めて行くということでしょうか。

「学問してるなぁ。」と感じることが先日ありました。

先月、(一社)鳥取県情報産業協会が主催する「鳥取県小中高生プログラミングコンテスト」において、審査員となる機会を得ました。

コンテストは、Ruby言語部門(初心者が多い)と一般言語部門に分かれて、過去最多の参加(22団体・個人)により、一次、二次審査を経て、最終審査で、オリジナルプログラムの実演とプレゼンテーションが行われました。

Ruby言語部門では、「初めて尽くしで分からないことだらけ」に、初心者が果敢に、挑戦している(大きな目標の未だ道半ば)姿を見ました。

一般言語部門では、「近い機能のものはあるけどもの足りない、今はないスマホ用のアプリを開発したい」と、謂わば、「必要は発明の母」を地で行く高校生プログラマー達の姿に、また、「今までにないゲーム機を、アミューズメント性の高い手作りゲーム機器とソフトを開発したい」という優勝者の情熱に、学問を感じました。

小中高生の場合は、指導者の存在が特に大切です。今回、参加された生徒の先生方は、正に、生徒さんが学問するように(学ぶことが好きになるように)、皆さん、素晴らしいご指導をなされているなぁと感じ入りました。

「知財専門家駐在日」のお知らせ

「知財総合支援窓口運営業務」(独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)請負事業)

月 日	時 間	場 所	知 財 専 門 家
2月 2日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	福田弁理士
2月 9日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	中西弁理士
2月14日 (火)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構西部支部 2階	田中弁理士
2月16日 (木)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	船曳弁理士
2月24日 (金)	13:00~16:00	鳥取県産業振興機構内	西村弁護士

※ 上記相談の対象は中小企業、個人事業主及び創業検討中の方のみとなります。
 その他の方は知財コーディネーターが対応させていただきます。

※ 日程が変更になる場合がありますので、電話及びE-mailにてご確認ください。
 鳥取県知財総合支援窓口サイト (<http://torimado.com/>) では、窓口状況の確認もできます
 のでご利用ください。

お申し込み連絡先

鳥取県知財総合支援窓口



■TEL 東部窓口：0857-52-5894
 西部窓口：0859-30-3725



■E-mail: torimado@toriton.or.jp

« 知財総合支援窓口の電話が話し中の場合は下記におかけ直してください。 »

一般社団法人鳥取県発明協会 0857-52-6728
 公益財団法人鳥取県産業振興機構 0857-52-6722

★商工会議所・図書館での相談会等のご案内

※ご予約・お問い合わせは、各会場にご連絡ください。

平成28年4月より各会場の開催時間が統一となりました。(13:00~16:00)

月 日	会場(予約・問合せ先電話)	名 称	時 期
2月8日 (水)	境港商工会議所 (TEL: 0859-44-1111)	特許等無料相談会	毎月第2水曜日 (13:00~16:00)
2月15日 (水)	米子商工会議所 (TEL: 0859-22-5131)		毎月第3水曜日 (13:00~16:00)
2月 3日 (金) 2月17日 (金)	倉吉商工会議所 (TEL: 0858-22-2191)		毎月第1・3金曜日 (13:00~16:00) (月2回開催に変更)
2月14日 (火)	鳥取県立図書館 (TEL: 0857-26-8155)		毎月第2火曜日 (13:00~16:00)
2月 7日 (火) 2月21日 (火)	倉吉市立図書館 (TEL: 0858-47-1183)		毎月第1・3火曜日 (13:00~16:00) (月2回開催に変更)
2月21日 (火)	米子市立図書館 (TEL: 0859-22-2612)		毎月第4火曜日 (13:00~16:00) ※4・7・10・1月は弁理士駐在

独自開催

鳥取商工会議所 中小企業相談所 (TEL: 0857-32-8005)	特許相談会	毎月第3火曜日 (10:30~16:30)
-------------------------------------	-------	-----------------------

「講演会（知的財産戦略セミナー）」報告

◆「下町ロケット」の弁護士に学ぶ、 中小企業を成長させる知財・経営戦略

～これであなたも、知的財産に取り組む必要性がわかる・・・かも～

平成28年11月25日（金）

米子市福祉保健総合センター ふれあいの里にて、
弁護士法人内田・鮫島法律事務所 弁護士・弁理士 鮫島正洋氏をお迎えして
「下町ロケットの弁護士に学ぶ、中小企業を成長させる知財・経営戦略」
と題して講演会が開催され、55名の参加がありました。



セミナーの様相

序章に、池井戸潤氏著、直木賞小説「下町ロケット」に登場する神谷弁護士のモデルとなった成り立ちや、貴重な秘話をご紹介いただきました。



【講師：鮫島 正洋氏】

経済のグローバル化、国内市場の縮小等、企業を取り巻く環境は変化し続けており、高度な技術を持っているだけでは世界で勝ち抜くことが困難な時代となっています。そんな厳しい競争環境下、中小企業にとって他にはない特色（差別化）によって成長していくためには、発明、技術、ノウハウ、ブランド、デザインなどの「知的財産」を効果的に活用することが重要となります。

知的財産が経営に与える効果や、経営課題解決に向けた活かし方について、企業の事例を通して解説いただき、具体的な知財戦略を学ぶことができました。

自力で市場開拓に挑戦できるよう、中小企業診断士、弁理士、弁護士などの専門家をうまく活用し、ニッチトップになれる企業へと成長するために、自社の知財・経営戦略とは何か？ 技術をどのように事業戦略につなげていくのか・・・

改めて考えさせられる講演となりました。

参加された皆様が、「知的財産」の必要性をより理解していただけたのではないのでしょうか。



【講演会場の様子】

鮫島先生の軽妙かつ分かり易い話に、参加者は熱心に耳を傾け、引き込まれておられました。



【鳥取県知財総合支援窓口の紹介をする
岩田知財コーディネーター】

講演後、鳥取県知財総合支援窓口を紹介する時間をいただき、岩田知財コーディネーターから「相談から解決への流れ」や「鳥取県知財総合支援窓口が出来ること」について紹介し、支援窓口は知財のなんでも相談なので、些細な事だと感じても、少しでも疑問に思った時は気軽に遠慮なく相談してくださいと呼びかけました。

✿ アンケート結果 ✿

参加者は、製造業が45%と多かった。また、講演内容については大変満足、満足と回答した方を合わせると100%であった。理解度については、良く理解できた、理解できたと回答の方が多かったが、10%の方はやや難しかった、難しかったと回答している。今後については、地域ブランドの講演を望む方が24%と一番多く、商標22%、知財活用事例等17%、知財全般の基礎知識、特許が15%と続いている。中には、新人技術者向けに特許の出願方法のセミナーを開催してほしい、知財金融の事例等について紹介してほしいなどの一歩踏み込んだ支援を望んでいる声もあった。

今回の講演を通して、起業の参考にしたいと参加したが、大変有意義なセミナーを聴講でき参加してよかった等の意見があがった。（数字は回答数割）

第2回2016知財ビジネスマッチング会inとっとり（個別面談会） & 富士通の技術を活用した米子高専生によるビジネスアイデア発表会 開催報告

平成28年12月9日（金）米子コンベンションセンター（米子市）にて、大企業が保有する事業化可能な特許を開放していただき、県内企業や研究機関等へ新しい事業や商品開発へつなげることを目的に「第2回2016知財ビジネスマッチング会inとっとり（個別面談会）」開催、また鳥取県では初めての試みとなる、米子高専生が富士通（株）の開放特許を活用した中小企業向けのビジネスアイデアを発表する「富士通の技術を活用した米子高専生によるビジネスアイデア発表会」も同時開催いたしました。

なお、本マッチング会は、鳥取県では平成27年度から開催しており、3回目の開催となりました。



【会場の様子】



【特許庁 宮本氏 挨拶】

まず最初に、山本知的所有権センター長が開会の挨拶。続いて、特許庁大学特許専門官宮本氏より、マッチング事業において、大企業の特許を中小企業へ移転するにあたり、すんなりと行くことはまれであり、進めていくうえで地元の公設試や支援機関、金融機関の協力なくして進まないのが実態です。また、本日は米子高専生によるビジネスアイデア発表会が同時開催されますが、素晴らしい学生のビジネスアイデアをこの後聞いて、その中から魅力あるアイデアが発見できることを期待しております、とお話いただきました。

第一部では、日本電信電話(株)、(株)イトーキ、京セラコミュニケーションシステム(株)、パナソニック(株)4社による開放特許の説明が行われ、その後、事前に予約していた県内企業と別室で個別面談会を実施いたしました。

続いて、第二部では米子工業高等専門学校より2チームが富士通の開放特許を利用したビジネスアイデアを発表。柔軟な発想力にあふれた米子高専生が考えてきたビジネスアイデアに参加者は熱心に耳を傾けておられました。

講評として、富士通（株）部長の広瀬氏より、この知財を活用したビジネスアイデアとは、発想力豊かな学生に大人では発想できないようなビジネスアイデアを地域の企業さんに具現化していく活動であり、自治体、金融機関、支援機関（機構など）が旗振り役となり、地域の企業さんをもっともっと活性化していくことが目的で、今後は地域ぐるみでもっと盛り上げていき「かたち」にしていけたらと思います。学生の皆さん、長い期間にわたり考えて頑張り抜いてくださいました、ありがとうございました。と締めくくられました。



【日本電信電話（株）説明】

【京セラコミュニケーションシステム（株）説明】



【（株）イトーキ 説明】

【パナソニック（株）説明】



【米子高専 KohinoLabProconチーム】

【米子高専 DenshiProconチーム】

鳥取県産業振興機構 知的所有権センターでは、引き続き県内企業と大企業との知財マッチングの調整、知的財産に関するライセンス契約締結の支援、製品化・事業化の支援、そして事業化資金獲得の支援に至るまで、一貫したサポートを行っていきたいと思います。

「国際出願関係手数料改定(平成29年1月1日以降)」のお知らせ(特許庁)

平成29年(2017年)1月1日から、国際出願関係手数料が改正されます。
平成29年1月以降に国際出願関係手数料納付の場合は、各種手数料の額及び適用関係にご注意をお願いします。

【国際出願手数料】	2016年12月31日以前	／	2017年1月1日以降
・国際出願手数料(最初の30枚まで)	: 143,700円	／	138,800円
・30枚を超える用紙1枚につき	: 1,600円	／	1,600円
・オンライン出願した場合における減額	: 32,400円	／	31,300円

▽詳細は、以下のHPをご覧ください。▽

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/kokuryo.htm>

「平成28年度「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン実施」のお知らせ (経済産業省・特許庁)

経済産業省・特許庁は、平成28年度「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施します。
今年度は、インターネットサイトを利用する消費者をターゲットとして、
「買い物ではない。犯罪者との契約です。」をキャッチコピーに、特設ウェブサイトを開設するほか、
総合ポータルサイトなどの多様な媒体を利用して、強力な働きかけを行います。

【実施期間】平成28年12月1日(木)～平成29年2月28日(火)

【内 容】

(1)特設ウェブサイト(キャンペーンウェブサイトを開設)

模倣品購入リスクを認知する動画の配信のほか、模倣品の見分け方や怪しいサイトの見分け方など、ニセモノに騙されないための実践的な知識の提供、模倣品・海賊版撲滅に向けた関係団体の取組等を掲載します。

動画には英語及び中国語字幕付きのものも用意し、模倣被害が増加傾向にある海外の消費者等に対するメッセージとしても発信します。

(2)広告

総合ポータルサイト、オークションサイト等を媒体として利用し、消費者を当該サイトから上記キャンペーンウェブサイトへ誘導します。

(3)イベント

キャンペーン期間中に、一般消費者に模倣品問題の重要性を直接訴えるパネルディスカッション及びニセモノ展示会を開催します(※)。

(※)詳細については、後日特設ウェブサイトにてご案内予定。

▽詳細は、以下のHPをご覧ください。▽

<http://www.jpo.go.jp/mohouhin/28fy/campaign/>

「知財Q & A」は、知財総合支援窓口で実際にご相談のあった事例の中から、皆様のお役に立つと思われる案件をピックアップしてご紹介しています。



Q

自分の職務テーマではないが、会社にとって有効な発明は職務発明に該当するのですか？

自動車会社で足回りに関する開発に携わり、過去も含めてエンジンの開発に携わったことがない従業員が、会社の財産や設備を使用することなくエンジンの発明をした場合には職務発明に該当するのでしょうか？

A

会社の業務範囲ではありますが、発明者の職務範囲ではない発明ですので、職務発明ではなく、いわゆる業務発明に該当します。

職務発明は特許法第35条第1項で「従業員等がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業員等の現在又は過去の職務に属する発明」と定義されています。本件は、発明者である従業員の職務でもなく、また、エンジンを開発する会社の設備を使用する環境に置かれているわけでもありませんので、職務発明にはなりません。すなわち、会社の業務範囲ではありますが、従業員の職務範囲ではない発明で、いわゆる業務発明に該当します。

参考情報1：特許法第35条第1項

(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体（以下「使用者等」という。）は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員（以下「従業者等」という。）がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明（以下「職務発明」という。）について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。



本文及び知的財産権についてのご相談は、
お気軽に『知財総合支援窓口』まで
電話：0857-52-5894

書籍のお知らせ



注目される電気分野での明細書の書き方とは？
**競争力を高める
 電気系特許明細書の書き方
 2016年度版**
 特許業務法人志賀国際特許事務所
 知財実務シリーズ出版委員会編
 A5判 522頁
 定価3,240円 送料350円

昨年上梓した「特許リエゾン」は技術分野を特定しない一般的なものでしたが、本書は電気技術がターゲットです。電気分野は、1990年代のソフトウェア、2000年代のいわゆるビジネス特許、現在の国際標準化とネットワークの普及に関する対応する技術等、開発技術が目まぐるしく変わっている分野です。本書は、より広く強い権利の取得できるように、出願人に提案するノウハウを公開するものです。

鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



産業財産権に関する法令・条約を集めた法規集！
**工業所有権(産業財産権)法令集
 第60版**
 発明推進協会 編
 A6判 3,584頁 定価7,020円
 送料460円 (上製本、ケース付)

本書は、産業財産権(工業所有権)に関する全ての法律・政令・省令・条約を収録し、条文ごとに類似規定・参照条文を記載しています。60版では、「意匠の国際分類を定めるロカルノ協定」「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」「特許法条約」「商標法に関するシンガポール条約」の条約を付加し、平成27年改正法(平成27年法律第55号)等を、平成28年6月1日に施行されている条文で編集しています。

鳥取県発明協会 会員価格： 5,616円



特許法条約・シンガポール条約も収録！
**平成27年改正
 知的財産権法文集
 平成28年4月1日施工版 増補**
 発明推進協会 編
 A6判 1168頁
 定価2,400円 送料300円

平成28年4月1日に施行されている知的財産権に関連する法律・条約等を全般的に網羅した携帯に便利な法文集です。7月10日に公布された「特許法等の一部を改正する法律(平成27年法律55号)」及び「不正競争防止法の一部を改正する法律(平成27年法律54号)」などを本文に組み込み、さらに「特許法条約」「商標法に関するシンガポール条約」も収録しています。

鳥取県発明協会 会員価格： 1,920円



実務上の指針を付した最新判例集
**実務家のための
 知的財産権判例70選
 2016年度版**
 一般社団法人弁理士クラブ知的財産実務研究所 編
 A5判 368頁
 定価3,240円 送料300円

2015年度に出された知的財産権に関連する裁判の判決から、注目の判決を厳選して掲載した実務家にとって必読の書です。審決取消事例を含む75件を掲載しています。判例を①事実関係②争点③裁判所の判断④実務上の指針・・・の4つの視点から1件4頁にコンパクトにまとめました。
 ●裁判例インデックス●裁判例索引●キーワード索引がついています！

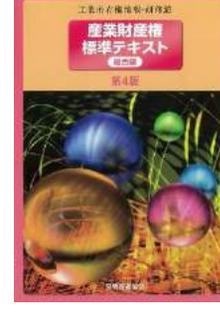
鳥取県発明協会 会員価格： 2,592円



増版できました！
**産業財産権標準テキスト 特許編
 第8版**
 経済産業省 特許庁 企画
 (独)工業所有権情報・研修館
 B5判 202頁
 定価648円 送料300円

本書は、特許制度と出願の基礎について、マンガ・豊富なイラスト・図表を用いて、わかりやすく解説しています。日常の研究活動等で生まれるアイデアを特許になる発明として把握し、特許を取得できるまでの実務能力が身に付くよう構成しております。知財入門者から技術者・研究者の方まで幅広くご利用できる特許入門書の決定版です。

鳥取県発明協会 会員価格： 518円



増版できました！
**産業財産権標準テキスト 総合編
 第4版**
 経済産業省 特許庁 企画
 (独)工業所有権情報・研修館
 B5判 196頁
 定価720円 送料300円

本書は、「特許法」「実用新案法」「意匠法」「商標法」「著作権法」「種苗法」「不正競争防止法」等の概要を、全ページ多色刷りで、マンガ・豊富なイラスト・図表を用いて、分かりやすく解説している入門書です。この一冊で発明、デザイン、ブランド、トレードマーク、技術移転、著作権、育成者権、営業秘密等、知的財産全般を学ぶことができます。

鳥取県発明協会 会員価格： 576円



鳥取県発明協会の会員様は
 発明推進協会発行の書籍が20%OFFになります。

【書籍申し込み・入会お問い合わせ】

一般社団法人鳥取県発明協会 ☎ 0857-52-6728 E-Mail hatsu@toriton.or.jp



鳥取県特許関係情報

(平成28年12月発行)

◆特許公報目次・実用新案登録公報目次◆				
出願人氏名	発明の名称	公報番号	出願番号	出願日
株式会社ケイズ	転倒検知装置及び転倒判定方法	2016-207199	2016-031648	2016/2/23
株式会社ニシウラ	テーブル板	2016-198356	2015-081585	2015/4/13
菊川 清	海底資源探掘システム	2016-204875	2015-084782	2015/4/17
国立大学法人鳥取大学	がんの治療に有効な化合物を含む医薬組成物及びがんを治療するための方法	2016-199474	2015-078506	2015/4/7
国立大学法人鳥取大学	クロッカス属植物の栽培方法及び球根電圧印加装置	2016-202040	2015-085478	2015/4/17
国立大学法人鳥取大学	文書解析装置、プログラム	2016-212533	2015-093710	2015/4/30
国立大学法人鳥取大学	ヒト間葉系幹細胞を肝細胞へ分化誘導する新規化合物の合成と解析	2016-222678	2016-123647	2016/6/22
細田 稔	廃石膏紙用再生装置	2016-221478	2015-112144	2015/6/2
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	情報端末装置	2016-218884	2015-105283	2015/5/25
日中東北物産有限公司	フォークリフト用アタッチメント	2016-216150	2015-099942	2015/5/15
日本セラミック株式会社	焦電型赤外線人体検知装置	2016-217937	2015-104526	2015/5/22
友田セーリング株式会社	半生加工された紅ズワイガニのカニ身およびカニ身の加工方法	2016-220561	2015-108017	2015/5/27
株式会社ウィードメディカル	マットレス	登-03208227	2016-005050	2016/10/19
小谷 実	底なしブランター	登-03207730	2016-004529	2016/8/29
国立大学法人鳥取大学	使い捨ておむつ	特-06052738	2014-126255	2014/6/19
三洋テクノソリューションズ鳥取株式会社	押しボタンユニットの取付構造及びそれを使用した電子機器	特-06039331	2012-206578	2012/9/20
鳥取県	ガラスからの重金属類の分離方法	特-06044001	2013-557511	2013/2/5
有限会社河島農具製作所	芝生清掃車のブラシ高さ調整装置	特-06051372	2015-177165	2015/9/9
有限会社河島農具製作所	トンネルマルチ支柱の打込装置用車両	特-06051451	2015-173630	2015/9/3
◆商標出願状況◆				
商標権者	文字商標	出願番号	指定商品又は指定役務	
有限会社 村岡オーガニック	THE GARDEN PARTY	2016-13700	第31類	
鳥取県	鳥取天神いのししTポア	2016-28829	第29類	
鳥取県	T、鳥取天神いのしし、ポア、TBOAR*HIGHQUALITYMEAT	2016-28830	第29類	
株式会社ファイナル	匠の青汁	2016-56718	第5類	
小長 正枝		2016-54449	第18類	
諏訪酒造株式会社	全量純米蔵を目指す会	2015-79872	第41類	
寿スピリッツ株式会社	軽井沢、AL'AISE、KOMOREBINOISHIDATAMI	2016-12070	第30類	
寿スピリッツ株式会社	軽井沢、AL'AISE、KOMOREBINOISHIDATAMI	2016-12071	第30類	
寿スピリッツ株式会社	-SWEETSDRIVEMECRAZY-、THEKURUMANIA	2016-12069	第30類	
プリリアントアソシエイツ株式会社	びんくわさび、華貴婦人	2016-48100	第30類	
株式会社はなふさ	花乃牛	2016-38296	第29類・第43類	
ナカデン株式会社	あいなびホーム	2016-64879	第36類・第37類	
ナカデン株式会社	あいなびハウス	2016-64880	第36類・第37類	
株式会社 やとや	梨花、RINKA	2015-49837	第30類	

※詳細は公報にてご確認ください。

※公報の送付をご希望の方は、鳥取県発明協会（0857-52-6728）まで申し込んでください。

（価格・・会員：1枚 21円、会員外：1枚 32円＋送料）

鳥取県発明協会会員向けサービスのご案内

- サービス名・・・「つきいち検索サービス」(無料・希望者のみ)
- サービスの概要・・・ご希望のキーワード群(最大3群)を登録していただき、前1ヶ月間に登録・公開になった公報を特許情報プラットフォーム(J-Plat-Pat)を使用して検索した結果(リストのみ)を毎月1回無料で送付します。
- その他・・・本サービスは会員外は有料(3,000円/年間・キーワード群)
New!! 公報全文の送付は有料(会員21円/枚、会員外32円/枚)
- 当協会ホームページにバナー広告を掲載いたします。(希望される法人会員のみ)
 ～入会(会員)及びサービスの詳細は下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください～

鳥取県発明協会協賛会員募集のお知らせ

特に、次代を担う青少年の創造性豊かな人間形成を図ることを目的として行っている事業に対しご賛同いただける方に、協賛会員という形で事業運営にご協力をお願いしています。(ただし、協賛会員は社員総会での議決権はありません。)

《会員特典》

- ① 協会主催の青少年向け啓発イベント及び発明教室等の優先案内
- ② 協会が主催する青少年向け啓発イベント及び発明教室における参加費及び材料費の減免又は免除
(この特典は、会員本人及び父母、祖父母又は子、孫に適用する)
- ③ 協賛会員の希望による青少年向けニュース及び会報誌の無料配布

《年会費》

一口 3,000円(何口でもご加入いただけます)

《申し込み方法》

下記お問合せ・お申し込み先までご連絡ください。



「使ってみたい鳥取県版特許集2017」は、2017年3月頃発刊予定です。2017年度版の表紙は倉吉市の白壁土蔵群です。昨年10月に発生した鳥取県中部地震により、一部外壁が崩れ落ちる被害を受けました。ですが、今では通常通り元気いっばいに周辺の店舗は営業しています。復興への応援となるよう、願いを込めて、表紙に採用いたしました。発刊いたしました際は、是非お手に取っていただけたらと思います。



■お問合せ・お申し込み先■

一般社団法人鳥取県発明協会
 〒689-1112 鳥取市若葉台南7丁目5番1号
 電話：0857-52-6728、FAX：0857-52-6674
 E-mail:hatsu@toriton.or.jp